ID: 281

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用許可の取消しに伴う返還
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第17条第1項
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（許可の取消しに伴う返還）

第17条　前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、遅滞なく、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。

2　前項の措置を行わないときは、市長においてこれを施行し、その費用を義務者から徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日